

議事（ 1 ） 協議会の運営方法について

本協議会は、「香川地域継続検討協議会規約」に基づき、以下の活動を行う。

第 2 条

- (1) 地域全体の防災力向上を目指した地域継続計画（DCP）の検討に関する事
- (2) 事業継続計画（BCP）及び地域継続計画（DCP）の普及に関する事
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な活動に関する事

上記活動を実施するにあたり、以下の要領で協議会を運営する。

1 定例会議

会長の召集により 3 か月に 1 回程度（例：2 月，5 月，8 月，11 月など）開催する。議事内容は、以下の通りとする。

- ・ 第 2 条にかかる構成員の活動結果報告
- ・ 構成員からの起案事項

2 勉強会

構成員の起案により逐次開催する。必要に応じて外部からの有識者を招聘し、実施する。

3 報道対応

協議会事務局である香川大学危機管理研究センターが窓口となり対応する。定例会議，勉強会は，原則として取材傍聴可とする。

4 情報公開

定例会議，勉強会に関する資料は，構成員の了承を得て香川大学危機管理研究センターホームページで公開する。

URL <http://www.kagawa-u.ac.jp/csmrc/>

議事（２） 年度計画について

香川県は、中央防災会議が平成 18 年 4 月に定めた「東南海・南海地震応急対策活動要領」により、同地震が発生した場合の四国の緊急災害現地対策本部が設置されることになっているなど、四国の防災拠点としての役割が期待されている。

本協議会では、上記役割の実効性担保を目的に、四国地域継続計画を立案・実行する。

1 中期目標（３ヵ年）(案)

平成 24 年度：香川地域継続計画（DCP）策定

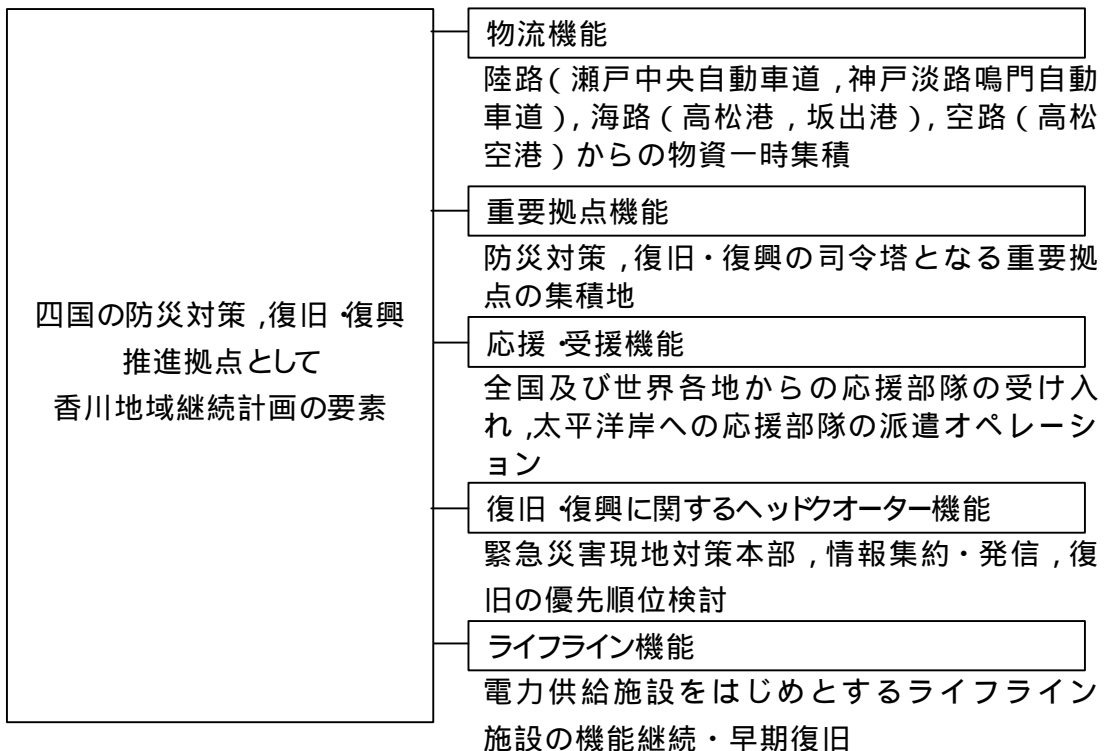
平成 25 年度：香川地域継続計画（DCP）アクションプラン，
四国地域継続計画骨子の策定

平成 26 年度：四国地域継続計画（DCP）策定

2 平成 24 年度の活動計画（案）

(1) 四国の防災対策，復旧・復興推進拠点として香川地域に必要な機能を検討し，機能継続のために必要な対策計画（地域継続計画）を立案する。

(2) 立案した地域継続計画を実現するために，各組織の事業継続計画に盛り込む事項，組織間の連携方策を検討する。



< 参考 > : 基幹的広域防災拠点

- ・ 広域防災拠点のうち、防災活動拠点として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対する的確に応急復旧活動を展開するための施設(「首都圏広域防災拠点整備基本構想」H13.8 P2)。
- ・ 基幹的広域防災拠点は、国の現地対策本部、被災府県市の責任者及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地対策本部として機能する(「京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想」H15.6 P6)。

参考資料 1 : 岩手県における広域防災拠点整備の考え方等について